

荒天時等の対応について

北海道檜山北高等学校

1 基本方針

本校周辺の公共交通機関が運行している場合は、原則として通常どおり授業を行います。ただし、荒天等においては生徒の安全を第一に考え、臨時休校等の措置をとることがあります。

2 臨時休校とする場合の判断

- ① 荒天等による交通障害で登校が困難と考えられる場合及びせたな町・今金町に気象等に関する特別警報や避難勧告等が発表された場合は、臨時休校とします。
- ② 原則として当日午前6時までに校長が判断し、午前6時以降に「臨時休校とすべき場合」の状況になった場合は、その時点で判断します。

3 臨時休校とした場合の学校から家庭への連絡

- ① 午前6時を目処に学校公式ウェブページに情報を掲載します。
- ② 一斉配信メールサービス（登録者）で連絡します。
- ③ 上記以外の方法が必要な場合には、連絡網で連絡します。

4 自宅待機とする場合

- ① 一部地域のみ公共交通機関が運休するなど、通学できない事態となった場合
- ② 居住している地域の天候や道路状況等により、保護者が登校を困難であると判断した場合。
- ③ 保護者との間で、上記①・②のいずれかに該当することが確認できた場合は、「出席停止」として取り扱う。その場合、午前7時30分以降に、保護者から学校へ連絡してください。
- ④ 警報等の解除や公共交通機関の復旧により、保護者が登校可能であると判断し、授業等に出席できる時間帯である場合は登校する。